

(参考資料)

南海トラフ地震防災対策推進計画作成例

(消防庁国民保護・防災部防災課長通知(令和元年7月31日付消防災第64号)より)
＝南海トラフ地震臨時情報に関する部分を抜粋＝

目次

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

○南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

◆南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等

第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

第3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

第4 災害応急対策をとるべき期間等

第5 避難対策等

第6 消防機関等の活動

第7 警備対策

第8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

第9 金融

第10 交通

第11 都府県が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

第12 滞留旅客等に対する措置

○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、都府県の災害に関する会議等の設置

第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知

第3 災害応急対策をとるべき期間等

第4 都府県のとるべき措置

(記載内容)

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

○南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

- ◆情報の収集・伝達における都府県、市町村関係機関の役割一略
- ◆国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略

○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

- ◆情報の収集・伝達における都府県、市町村関係機関の役割一略
- ◆国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略
- ◆災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。一略

第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

- ◆情報の収集・伝達における都府県、市町村関係機関の役割一略
- ◆国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略
- ◆地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については次のとおり。一略

第3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

都府県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は次のとおり。一略

- ◆都府県は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を次のとおり行うものとする。一略
- ◆避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については次のとおり。一略

第4 災害応急対策をとるべき期間等

都府県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第5 避難対策等

1 地域住民等の避難行動等

国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）は次のとおり。—略

また、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画は次のとおり。

—略

国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。避難所の場所、その経路及び方法については以下のとおり。—略

都府県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

都府県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

2 避難所の運営

都府県における、避難後の救護の内容については以下のとおり。—略

第6 消防機関等の活動

- 1 市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保
- 2 都府県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のとおり措置をとるものとする。—略
- 3 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に次のとおり措置をとるものとする。—略

第7 警備対策

都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。体制については、次のとおり。—略

2 電気

- (1) 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- (2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社がとる体制は、次のとおり。—略

3 ガス

- (1) ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
- (2) 指定地方公共機関〇〇ガスがとる体制は、次のとおり。—略
- (3) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

4 通信

指定公共機関〇〇株式会社がとる体制及び行う措置は、次のとおり。—略

5 放送

- (1) 指定公共機関〇〇放送協会〇〇支局がとる体制は、次のとおり。—略
- (2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビがとる体制は、次のとおり。—略

第9 金融

指定公共機関〇〇銀行〇〇支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容は次のとおり。一略

第10 交通

1 道路

- (1) 都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとし、その内容については次のとおり。一略
- (2) 都府県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については次のとおり。一略
- (3) 都府県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、その周知方法の内容は次のとおり。一略

2 海上および航空

- (1) 〇〇海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に次のとおり行うものとする。一略
 - (2) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、次のとおり行うものとする。一略
 - (3) 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、次のとおり行うものとする。一略
- また、空港管理者は運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、その趣旨は次のとおりとし、事前に必要な体制を整備するものとする。一略

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を次のとおり行うものとする。一略

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

第11 都府県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

都府県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

上記のア～クにおける実施体制（クにおいては実施必要箇所を含む）は次のとおり。一略

(2) 個別事項

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ 動物園にあつては、猛獣等の逃走防止措置

エ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

オ 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

(ア) 児童生徒等に対する保護の方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

カ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

(ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

- (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を都府県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) 市町村推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

- (3) 都府県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針は次のとおり。—略

第12 滞留旅客等に対する措置

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

都府県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を次のとおり行うものとする。—略

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、都府県の災害に関する会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

◆情報の収集・伝達における都府県、市町村関係機関の役割—略

◆国、関係機関、市町村等との連絡体制図—略

災害に関する会議の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。一略

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

- ◆情報の収集・伝達における都府県、市町村関係機関の役割一略
- ◆国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略

第3 災害応急対策をとるべき期間等

都府県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4 都府県のとるべき措置

都府県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

都府県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを次のとおり、再確認するものとする。一略